

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための 建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の 施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について

1. 背景

本政令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号。以下「改正法」という。）の施行に当たって必要となる改正事項を措置するものである。

2. 概要

- 改正法の施行に伴い、以下の改正が行われるところ。
 - <建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）関係>
 - ・ 建物更新決議等の新たな多数決による決議の創設
 - <マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係>
 - ・ 題名の「マンションの再生等の円滑化に関する法律」への変更
 - ・ 区分所有法の建物更新決議、再建決議、一括建替え等決議に対応したマンション再生事業の規定の整備（権利変換の対象への隣接地・底地の権利の追加を含む。）
 - ・ 区分所有法の建物敷地売却決議、建物取壊し敷地売却決議、敷地売却決議に対応したマンション等売却事業の規定の整備
 - ・ 区分所有法の取壊し決議に対応したマンション除却事業の規定の整備
 - <独立行政法人住宅金融支援機構法関係>
 - ・ 独立行政法人住宅金融支援機構によるマンションの更新等に必要な資金の貸付けの制度の創設
- これら改正に伴い、以下の政令において所要の規定の整備を行う。（本則及び附則第二項関係）
 - ・ マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）
 - ・ 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成19年政令第30号）
 - ・ 宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）
 - ・ 不動産特定共同事業法施行令（平成6年政令第413号）
 - ・ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）
 - ・ 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）
 - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

3. 今後のスケジュール（予定）

閣	議	令和7年10月
公	布	令和7年11月
施	行	令和8年4月1日（水）